

就学児童の定期予防接種について（お知らせ）

定期予防接種は、予防接種法令により対象となる疾病、接種回数、及び対象年齢等が定められており、それぞれの自治体によって実施されています。

各種の感染症に対して免疫を持たないお子さんにとって、感染の予防、発病の予防、症状の軽減、疾病のまん延防止等お子さんの健やかな成長のため、予防接種は非常に重要な意味があります。

下記の定期予防接種について、お手持ちの母子健康手帳を御確認いただき、未接種のワクチンがある場合は、早めに接種を受けていただくようお願いします。

記

1 定期予防接種の種類・年齢・回数

予防接種法で定められた以下の定期予防接種について、未接種のワクチンがある場合は、対象年齢内であれば公費負担（無料）で接種することができます。

対象となる予防接種	対象年齢	接種回数
ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ（4種混合）	第1期初回接種 生後2か月～7歳6か月未満 （20日以上の間隔をあけて3回接種）	3回
	第1期追加接種 生後2か月～7歳6か月未満 （初回接種終了後、6か月以上の間隔で接種）	1回
麻しん・風しん混合	第2期 幼稚園、保育園の年長児相当（小学校就学前の1年間）	1回
日本脳炎	第1期初回接種 生後6か月～7歳6か月未満 （6日以上の間隔をあけて2回接種）	2回
	第1期追加接種 生後6か月～7歳6か月未満 （初回接種終了後、6か月以上の間隔をあけて接種）	1回

※未接種の予防接種がある場合は、かかりつけ医や各区保健センターに御相談ください。

2 定期予防接種の実施場所

さいたま市定期予防接種実施医療機関（各医療機関にて要予約）

3 接種の際にお持ちいただくもの

- ①母子健康手帳
- ②健康保険証
- ③予診票 ※
- ④子育て支援医療費受給資格証、心身障害者医療費受給資格証、またはひとり親家庭等医療費受給資格証

⑤お子さんがさいたま市民であることを確認できる書類（健康保険証、個人番号カード等）

※予診票をお持ちでない場合は、各区保健センターに御相談ください。

その際は、母子健康手帳などをお手元に御用意ください。

4 その他

予防接種にはそれぞれのワクチンに適した「標準的な接種年齢」があります。しかし、様々な事情により標準的な接種年齢に接種ができなかったお子さんも、定められた対象年齢内であればその後も同様に接種ができます。御不明な点等は、各区保健センターに御相談ください。

各区保健センターの連絡先

地区	TEL	FAX	地区	TEL	FAX
西区	048-620-2700	048-620-2769	桜区	048-856-6200	048-856-6279
北区	048-669-6100	048-669-6169	浦和区	048-824-3971	048-825-7405
大宮区	048-646-3100	048-646-3169	南区	048-844-7200	048-844-7279
見沼区	048-681-6100	048-681-6169	緑区	048-712-1200	048-712-1279
中央区	048-840-6111	048-840-6115	岩槻区	048-790-0222	048-790-0259

麻しん・風しん第2期定期予防接種について

麻しんウイルスは感染力が極めて強く、くしゃみやせき又は接触などにより簡単に感染します。感染すると38℃以上の高熱、せき、発しん等の主症状のほか、免疫力の低下による肺炎等の二次感染や脳炎等の合併症を招くこともある恐ろしい病気です。1回の接種よりも2回接種することにより高い抗体価を得て、より一層り患を防ぐ効果がありますので、ぜひ麻しん・風しん混合ワクチンの第2期の接種を受けましょう。

対象者生年月日 平成29年4月2日～平成30年4月1日

実施期間 令和6年3月31日まで